

## 中小企業等スマートワーク促進補助金「情報セキュリティ事業」に関する質疑及び回答について

### 1 応募要件について

【質問1】 中小企業基本法第2条第1項で定義する中小企業とは

下記のとおりです。

- ① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種  
資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ② 卸売業  
資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- ③ 小売業  
資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
- ④ サービス業  
資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

【質問2】 中小企業等経営強化法第2条第5項で定義する特定事業者とは

下記のとおりです。

- ① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種  
常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人
- ② 卸売業  
常時使用する従業員の数が400人以下の会社及び個人
- ③ 小売業  
常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ④ サービス業  
常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人  
ただし、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業については常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人

【質問3】 「みなし大企業」は補助対象外か

本補助金では「みなし大企業」も補助対象とします。

**【質問4】** セキュリティアセスメント事業とセキュリティ設備導入事業の両方に応募することはできますか。

同時に応募することはできませんが、アセスメント事業完了後に設備導入事業に応募することは可能です。

応募はそれぞれ行っていただく必要がありますので、どちらかの応募事業を選んで応募してください。

**【質問5】** 本社機能（本部又は本部機能）の定義は何か

事務所（調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門）、研究所（研究開発）または、研修所（人材育成）であって該当業務について全社的な業務を行う機能を有することとします。本社機能に該当する場合は、申請前に県の担当者まで相談してください。

**【質問6】** スマートワーク推進ネットワークに加入するには条件があるか。

本ネットワークの趣旨にご賛同いただけるすべての事業者・団体の方が加入いただけます。また、入会金や年会費等の費用の負担はありません。加入をご希望される場合は下記の URL より参加申し込みいただくか、参加申込書をメールもしくは FAX してください。

【スマートワーク推進ネットワーク】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/62421.html>

**【質問7】** 設備の調達先や委託事業者もネットワークに加入していなければならないか。

本補助金に応募される方はネットワークに加入していることが必要ですが、設備の調達先や委託事業者等の方がネットワークに加入している必要はありません。

**【質問8】** すでに契約を締結、または発注している事業も補助対象となるのか

令和4年4月1日以降に事業の着手を行った事業については補助対象となりますが、令和4年3月31日以前に事業の着手を行った事業については補助対象外となります。

**【質問9】** 事業の対象となる期間について、事業の完了とはどこまでをいうか

契約が履行され、契約金額の支払いまでを終えている、または事業に必要な作業がすべて実施されることを言います。

**【質問10】** SECURITY ACTION の宣言をしていることの証明はどのように提出すればよいか。

「SECURITY ACTION 自己宣言者サイト」のログイン後の TOP ページや事務局から送付される「申し込み受理」のメール等の写しを申請時、または事業完了までに提出してください。

申請時点で宣言済みであれば「jGrants」に添付いただき、事業完了までに宣言された場合は、県にメールで提出してください。

**【質問11】** セキュリティアセスメントができていない場合、セキュリティ設備導入に応募できな

いのか

そのとおりです。「セキュリティアセスメント事業」の活用をご検討ください。

**【質問 12】**（セキュリティ設備導入事業について）セキュリティアセスメントは実施していないが、セキュリティポリシーだけは策定したため、応募できるのか。

セキュリティポリシーは「基本方針」だけでなく、「対策手順」「実施手順」についても定めていただいたものが必要となります。その策定のためには、アセスメントを実施することが必須となるため、適切なアセスメントを実施せずに策定したセキュリティポリシーは不可となります。

**【質問 13】**セキュリティ設備導入事業に申請する際に添付するセキュリティアセスメント結果は、自社でチェックした結果でもよいか

自社によるアセスメント結果ではなく、第3者による概ね3年以内のアセスメント結果（但し、現状のシステム構成を対象としたものに限る。）をご提出ください。3年以内のアセスメント結果が無い場合は、「セキュリティアセスメント事業」の活用をご検討ください。  
※第3者とは、セキュリティアセスメントを業として行う者のほか、情報セキュリティに関する国家資格、公的資格、民間資格などの保有者とします。

## 2 申請書類等について

**【質問 14】** 見積書は複数（見積合わせしたもの）提出する必要があるか。

補助金申請時には1者のみ添付いただければ結構です。

交付決定後、事業開始する際には、必要に応じて複数社による見積合わせを行っていただくこととなります。

**【質問 15】** 実施計画書（様式2）5. 事業内容について、文字数やページ数の制限はあるか。

文字数やページ数の制限はありませんが、わかりやすいように記述してください。

**【質問 16】**（セキュリティ設備導入事業について）セキュリティアセスメントの結果等はどのように提出すればよいか。

結果をまとめた報告書等の表紙（題名と会社名、日付程度がわかるもの）の写しを提出してください。情報資産台帳やチェックシートは絶対に提出しないでください。

本文等の中身については、事業実施後の検査時などに確認させていただきます。

## 3 補助の対象について

**【質問 17】** 委託を予定している会社の資格や試験合格を証する書面や過去の履行実績はどのように提出すればよいか。

応募時点で提出が可能であれば「jGrants」により提出してください。応募時点での必須提出書類ではありませんが、速やかに（7日以内を目途に）提出をしてください。また、委託を予定し

ている会社から提供できないといわれた場合は、その会社から直接県にメール等で提出いただいても構いません。提出がない場合は県から委託を予定している会社に直接問い合わせを行います。

提出がされない場合、または適格性が確認できない場合は、選定または交付決定後であっても補助事業の中止を命令する場合があります。

**【質問18】 募集要領別表の補助対象経費の「クラウド利用費」の対象となる経費は何か**

専ら補助事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォームの利用費です。サーバーの領域を借りる費用（サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用）、サーバー上のサービスを利用する費用等が補助対象経費となります。他事業と共有する場合は補助対象となりません。

**【質問19】 募集要領別表の補助対象経費の「クラウド利用費」の補助対象期間は、利用開始した日から完了期限までの利用分か。**

お見込みのとおりです。

1年分などのパッケージ品の場合、交付決定日から事業完了日までの月数で経費を按分いただきます。

**【質問20】（セキュリティ設備導入事業について）ネットワークの配線工事は対象か**

既設の配線を切り替えるだけでは対象になりません。セキュリティ対策の観点で配線が必要な場合は対象になります。

**【質問21】 募集要領の別表の（注）2－（12）には、パソコン、タブレット端末やスマートフォンは、補助事業以外にも利用できるため、補助対象外とあるが、専ら補助事業のために使用し、購入が必要である場合は補助の対象となるか**

補助事業以外の使用になり得る、汎用性の高い機器の購入費は補助対象外となります。しかし、新たに機器を購入しないと補助事業ができない場合は、機器をリースやレンタルしていただき、利用開始日から事業完了日までの経費を補助対象とします。

なお、汎用性の高い機器の使用を検討されている場合は、補助事業の内容がわかる資料とともに、申請前に県の担当者まで相談して下さい。

**【質問22】 中古装置の購入費は、補助対象経費として認められるか**

募集要領別表（注）5－（13）に記載のとおり、中古市場における価格設定の適正性が明確でないため、中古品の購入費は補助対象になりません。

**【質問23】 情報セキュリティ事業に応募、または採択された場合、デジタル変革推進事業に応募することはできないか**

情報セキュリティ事業に採択された場合でも、デジタル変革推進事業に応募することは可能です。

**【質問24】** 事業の応募をした段階で、事業に着手してよいか。

事業の着手は令和4年4月1日以降であれば、直ちに実施していただくことも可能です。ただし、事業を開始した場合においても、県が補助事業として選定する保証はありません。例えば、応募された事業が募集要項に記載する条件や基準を満たしていないなどの場合は不採択となる場合があります。